

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西条市長 高橋 敏明

市町村名 (市町村コード)	西条市 (38206)
地域名 (地域内農業集落名)	神戸地区 (東光、藪の内、楠、山道、山の下、宵、日明、中の段、木挽原、宵の原、釜の口、大久保、舟形、東原、新出、原、西原、奥の内、棚林、土居内、河原町、北組、東組、中西、晚茶、土居、岡、久保、御代地、宮の首、中谷、中屋、藤之石上、藤之石下、吉居、水無、中の池、黒代、川来須、下津池、風透、八の川、李、大平、下分、河ヶ平、中寺、兎之山、上の原、大畑、山崎、黒瀬山、浦山、大保木、向、前田、浦、細野、今宮、本郷、東之川、津越、市之川、丸野、保野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月21日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、神戸、加茂及び大保木地区に分かれている。

このうち神戸地区は、ほ場整備実施済みエリアと未実施のエリアがあり、実施済みエリアでは地域の担い手へ面的集積が行われているが、未実施エリアでは農道や水路の条件が悪い農地が多い。現在は水稻を軸とした2毛作により、農地をフル活用した営農が行われているが、将来はリタイヤや規模縮小農家の増加に伴い、ほ場整備未実施エリアでは耕作放棄地の増加が懸念されている。

また、加茂及び大保木地区は山間部に位置しており、高齢化が深刻な状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

ほ場整備実施済みエリアにおいては、引き続き、水稻を軸とした2毛作による農地のフル活用を進め、地域の中心的な担い手(法人など)に面的集積を行うとともに、後継者の育成・事業継承を行っていく。

ほ場整備未実施のエリアにおいては、後継者がいない農地における貸借希望者に対して農地中間管理機構や西条市農地バンクを活用した貸借の理解を深めるとともに、農業委員会と農業協同組合との連携を図り、荒廃農地調査で対象となった農地の貸付希望情報を農業経営体に対して情報提供を行う体制づくりを進める。耕作条件の悪い農地の維持管理方法については、地元土地改良区や自治会とともに検討を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	172 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	172 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とし、その周辺の農業上の利用が行われる区域及びその区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

地域の担い手を中心に農地集積を進めるとともに、可能な範囲で団地化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用を検討する等により、地域内農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

ほ場整備未実施の区域について、可能な範囲で検討を進めていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、市、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

該当なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①講演会、研修会、座談会を開催し、地域住民の意識を向上させ、侵入防止柵や緩衝帯の設置、放任果樹の除去等により有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備に取り組む。